

2022年2月17日

成年年齢引下げを踏まえた銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ

一般社団法人全国銀行協会

民法改正により、2022年4月1日付で成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳と19歳の方（以下「若年者」という。）は、自らの意思で様々な契約を締結できるようになる。この成年年齢の引下げは、若年者の自己決定権を尊重するものであり、社会参加の促進につながるものとして期待されている。

一方で、若年者は、一般的に金融取引を含む社会経験が少なく、また、今回の民法改正によりこれまで認められていた未成年者取消権を行使することができなくなるため、若年者に対して銀行カードローン等を提供する場合には、十分な配慮が必要である。

こうした中、政府においては、2022年1月7日に成年年齢引下げに関する関係閣僚会合（構成員：内閣総理大臣、金融担当大臣等）が開催され、若年者の消費者被害等を防止するための主な施策が報告された。

かかる状況を踏まえ、当協会は、若年者が過大な債務を負うことがないように、若年者に対する消費者向け貸付け（注1）について、当分の間、2017年3月の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」（以下「2017年申し合わせ」という。）に加え、下記のとおり申し合わせる。

会員銀行は、金融仲介機能を担う銀行の社会的使命を改めて認識し、2017年申し合わせおよび本申し合わせを踏まえ、引き続き健全な消費者金融市場の形成に資するよう積極的に努めていく。

記

1. 配慮に欠けた広告・宣伝の抑制

会員銀行は、消費者向け貸付けに関して、ことさら若年者を対象にした広告・宣伝を行わないよう努める。

特に、今般の成年年齢引下げにより親権者の同意なしに銀行カードローンを利用できるようになることを強調するなど、配慮に欠けた表示等を行わないよう努める。

また、広告・宣伝においては、引き続き、お客さまの過剰な借り入れに対して注意喚起を行っていく等、多重債務の発生抑制にも努める。

2. 健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備

会員銀行は、引き続き、利用者利便と顧客保護の両面に十分配慮しつつ、若年者への貸付けに際しては、過剰な借入れとならないよう、特に以下の点に留意する。

- (1) 貸付け額にかかわらず、収入の状況を示す書類により、収入状況や返済能力を正確に把握することに努める。

なお、貸金業法における総量規制（年収に対する借入れ額の比率を1/3以内に制限する規制）の効果として多重債務の発生が一定程度に抑制されている状況等を踏まえ、2017年申し合わせにおいて同規制を意識した審査態勢等の構築に努めることとしたところであるが、若年者は一般的に収入が少ない、あるいは不安定である場合も多いと考えられることから、同規制をより意識した審査態勢等を構築し、厳格に運用するよう努める（注2）。

- (2) 資金用途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等にかかわっていないか等の注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には、若年者本人へのヒアリングを実施するなど、慎重な対応を行うよう努める。

（注1）学生向け奨学ローン等を除く。以下同じ。

（注2）貸金業法および同法施行規則では、住宅ローン等が総量規制の適用除外とされているほか、医療費や緊急資金等が同規制の例外として位置付けられている点に留意。

以 上

※「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」（2017年3月）

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2017/n7671/>